

青翔開智中学校・高等学校 兄弟姉妹在学優遇制度規程

(名称)

第1条 青翔開智中学校・高等学校（以下「本校」という。）に「青翔開智中学校・高等学校兄弟姉妹在学優遇制度」を設ける。

(目的)

第2条 本校に在学する生徒の兄弟姉妹が本校に入学した場合に、入学時の納付金を免除し、家庭の負担を軽減することを目的とする。

(免除する納付金)

第3条 免除する納付金は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学金のうち 60,000 円
- (2) PTA 入会金

(免除対象者)

第4条 入学者が本校に在学する生徒の兄弟姉妹である場合、第3条に規定する納付金を免除する。ただし、同時に兄弟姉妹が入学した場合は、2人目以降の兄弟姉妹の納付金を免除するものとする。

(免除の手続き)

第5条 納付金の免除を受けようとする者は、入学手続き等の書類の届出を持って免除を申請する手続きとする。

附則

1. この規程は、平成26年1月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。